



2025年12月25日

各 位

会 社 名 株式会社 田 谷
代表者名 代表取締役 会長兼社長 田谷 和正
(コード番号 4679 東証スタンダード)
問合せ先 執行役員経営企画管理グループ長
富岡 亮平
(TEL. 03 - 6384 - 2231)

**臨時株主総会招集のための基準日設定及び臨時株主総会招集
並びに資本金及びその他資本剰余金の額の減少に関するお知らせ**

当社は、2025年12月25日付の取締役会において、臨時株主総会招集に関する基準日設定及び臨時株主総会の開催並びに臨時株主総会の付議議案について、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 臨時株主総会に関する基準日について

2026年3月19日に開催予定の当社臨時株主総会において、議決権を行使することができる株主を確定するため、2026年1月30日（金）を基準日として定め、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、その議決権を行使できる株主といたします。

- (1) 公 告 日：2026年1月15日
- (2) 基 準 日：2026年1月30日
- (3) 公告方法：電子公告（下記の当社ホームページに掲載いたします。）

<https://www.taya.co.jp/ir/notice.html>

2. 臨時株主総会の開催日時、開催場所及び付議議案について

- (1) 開催日時：2026年3月19日
- (2) 開催場所：未定
- (3) 付議議案：1 資本金の額の減少の件
2 その他資本剰余金の額の減少の件

（注）付議議案の内容は現時点での予定であり、今後の検討等により変更となる可能性があります。変更が生じた場合には速やかにお知らせいたします。

3. 資本金及びその他資本剰余金の額の減少の目的

当社は、財務基盤の一層の充実を図るとともに、将来の資本政策の安定的な運営を可能とすることを目的として、会社法の規定に基づき、資本金及びその他資本剰余金の額を減少し、資本準備金へ振り替えるものであります。なお、当社は、上記資本金及びその他資本剰余金の額の減少の効力が生じた場合、2026年6月頃を目途に、財務基盤の一層の充実を図るとともに、将来の資本政策の安定的な運営を可能とすることを目的として、資本準備金の額を減少し、その他資本剰余金に振り替えること、及び当該振替後のその他資本剰余金について、繰越利益剰余金との相殺（欠損填补等を含みます。）を行うことを想定しております。こちらについても、今後具体的な内容が決まりましたら、適時適切にお知らせしてまいります。

4. 資本金の額の減少の要領

(1) 減少すべき資本金の額

当社の資本金の額 199,912,950 円のうち 169,912,950 円を減少して、資本準備金に振り替え、減少後の資本金の額を 30,000,000 円といたします。

ただし、2025 年 12 月 25 日から減資の効力発生日までの期間に当社が新株式を発行した場合には、当該新株式の発行により増加する資本金の額と同額分を合わせて減少することにより、最終的な資本金の額を 30,000,000 円といたします。

(2) 減資の方法

払戻しを行わない無償減資とし、発行済株式総数は変更せず、資本金の額のみを減少します。資本金の減少額は、全額資本準備金に振替えます。

5. その他資本剰余金の額の減少の要領

(1) 減少すべきその他資本剰余金の額

当社のその他資本剰余金の額 3,132,425,248 円の全額を減少して、資本準備金に振り替え、減少後のその他資本剰余金の額を 0 円といたします。

(2) その他資本剰余金の減少の方法

払戻しを行わない剰余金の処分とし、株主への分配は行わず、その他資本剰余金の額のみを減少します。減少するその他資本剰余金の額は、全額資本準備金に振り替えます。

6. 資本金及びその他資本剰余金の額の減少の日程

(1) 取締役会決議日：2025 年 12 月 25 日

(2) 債権者異議申述公告日：2026 年 2 月 5 日（予定）

(3) 債権者異議申述最終期日：2026 年 3 月 5 日（予定）

(4) 株主総会決議日：2026 年 3 月 19 日（予定）

(5) 減資の効力発生日：2026 年 3 月 19 日（予定）

（注）債権者異議申述の対象となるのは資本金の額の減少のみであり、その他資本剰余金の額の減少は対象外となります。

7. 今後の見通し

本件による発行済株式総数の変更ではなく、株主各位の所有株式数に影響を与えるものではありません。また、当社の純資産額の変動もなく、当社の業績に与える影響もございません。

なお、上記の資本金及びその他資本剰余金の額の減少については、2026 年 3 月 19 日開催予定の当社臨時株主総会において資本金の額の減少の件及びその他資本剰余金の額の減少の件が承認可決されることを条件としております。

以上